

敦賀市監査委員告示第15号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した、市立敦賀病院に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年10月1日

敦賀市監査委員	安久	彰
同	中村	淳
同	和泉	明

定期監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

3 監査の対象

市立敦賀病院

総務企画課、医療サービス課

4 監査の範囲

令和2年度及び令和3年度（4月から5月末まで）における市立敦賀病院事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

5 監査の実施日

令和3年6月25日

6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取し監査を実施した。

7 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理で法令に違反するものはないか。
- (3) 事務の執行が適正かつ的確に行われているか。
- (4) 経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されているか。
- (5) 業務の改善と効率化を図り、経営の合理化に努めているか。

8 監査の結果

市立敦賀病院事業における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、監査した範囲において、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、次の事項については、必要な措置を講じるよう求める。

(1) 会計処理について

病院において管理する各会計通帳に振込まれる診療代等に係る会計処理について、正確で明朗な会計を行うという観点から、一旦振込まれた金額は歳計外の預り金として帳簿に計上し、速やかにその後の処理を行うよう検討されたい。

(総務企画課、医療サービス課)

(2) 現金回収業務について

自動精算機の現金回収業務においては、公金取扱マニュアルに従い業務を行うとともに、客観性確保の観点から、業務の事跡を残すよう対応されたい。

(医療サービス課)

(3) 医業外未収金について

医業外未収金の中に、平成25年度以前のもので詳細不明の金額が計上されている。今後は、このような事態に陥らないよう留意し未収金の管理に努められたい。

(総務企画課)